

保護者 様

大田原市立学校長

出席停止になる感染症の種類及び登校の基準等について

学校保健安全法の規定により、下記の感染症に罹患した場合の登校基準等を明記しました。つきましては、お子さんが罹患した際は、下の表を確認しながら「学校感染症に関する受診報告書(様式)」に主治医の指示内容を記入し、学校に提出願います。

《出席停止になる感染症の種類と登校の基準》

| 分類 | 主な感染症の種類 | 登校の基準 |
|-----|--|--|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ | 退院後、主治医から登校日について指示を受けてください。 |
| 第二種 | インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く) | 「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」経てば登校できます。※裏面【表①】を参照 |
| | 百日咳 | 特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了すれば登校できます。 |
| | 麻疹(はしか) | 解熱後 3 日を経過すれば登校できます。 |
| | 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳の下からあごにかけての腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になれば登校できます。 |
| | 風疹 | 発疹がなくなれば登校できます。 |
| | 水痘(みずぼうそう) | すべての発疹がかさぶたになったことを確認すれば登校できます。 |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後 2 日経過すれば登校できます。 |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 「発症後5日を経過」し、かつ「症状が軽快後1日を経過すれば登校できます。※裏面【表②】を参照 |
| 第三種 | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | 主治医から登校日について指示を受けてください。 |
| | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 | 主治医から登校日について指示を受けてください。 |

《その他の感染症における登校の目安》

※ 感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮した上で、保護者からの病状や主治医の見立てを聞き取り、学校医の意見を踏まえた上で出席停止を学校が判断します。受診後は必ず学校へ連絡してください。

| 分類 | 主な感染症の種類 | 登校の目安 |
|-----|--------------|---------------------------------------|
| 第三種 | 溶連菌感染症 | 抗菌剤治療開始後、24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能です。 |
| | 手足口病・ヘルパンギーナ | 発熱なく、全身状態がよく、普通の食事がとれれば登校可能です。 |
| | 感染性胃腸炎 | 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態がよく、普通の食事がとれれば登校可能です。 |
| | マイコプラズマ感染症 | 解熱し、激しい咳が治れば登校可能です。 |
| | RS ウイルス感染症 | 発熱なく激しい咳が治れば登校可能です。 |